

国民健康保険支援事業

1 趣 旨

市町村国民健康保険は、低所得者が多く医療費も高いなど構造的問題を抱えている。低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び低所得者の数に応じた保険料（税）の一部を、公費で補填することにより国保の財政基盤の安定を図る。

また、高額な医療費の発生は保険者（市町村）の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなることから、国民健康保険団体連合会が主体となり危険分散を図るため保険者の拠出金等を財源として

「高額医療費共同事業」を実施している。この事業に負担金を交付することにより、国保財政基盤の安定化を図る。

さらに、県内市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、国民健康保険調整交付金を交付している。

2 事業の概要

事 業 区 分	補 助 の 対 象	事 業 主 体	補 助 率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3／4 保険者支援分 国 1／2 県 1／4
高額医療費共同事業負担金	レセプト1件当たり80万円を超える額に59／100を乗じた額（国保連合会→保険者）	国民健康保険団体連合会	国 1／4 県 1／4
国民健康保険調整交付金	療養の給付費等にかかる経費の7%を総額として、その6／7を普通調整交付金として定率交付、1／7を各保険者の特別な事情に応じて交付。	保険者（市町村）	9%

3 平成24年度予算額

5,456,101千円

保険基盤安定負担金 1,645,599千円
高額医療費共同事業負担金 414,145千円
国民健康保険調整交付金 3,396,357千円

(担当課 健康推進課)